第６章

不服申立ての制度

第１節　審査請求及び訴訟　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　133

第２節　審査の申出及び訴訟　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　134

第６章　　不服申立ての制度

第１節　審査請求及び訴訟

１　審査請求

(1)　都税の課税や徴収に関する処分について不服のある者には、その不服を申し立てる権利が保障されている。

　行政庁の処分に関する不服申立ての手続については、一般法として行政不服審査法が制定されており、都税の課税や徴収に関する不服申立てについても、地方税法に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法の規定が適用される。申立人はこれらの規定により審査請求をすることになる。

(2)　都税の課税や徴収の処分に不服を申し立てる場合、原則として処分があったことを知った日（例えば、納税通知書を受け取った日）の翌日から起算して３か月以内に、知事に対し、書面で審査請求をしなければならない。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。

　ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(3)　審査請求が提起されると、知事は、審査庁に所属する職員から審理手続を行う審理員を指名し、処分に違法又は不当な点がないかを審理した上で作成する審理員意見書を提出させる。その後、第三者機関である東京都行政不服審査会へ諮問し、その答申を受け、処分の適否について裁決を行う。

２　訴訟

(1)　都税に関する処分についての取消訴訟は、地方税法に特別の定めのあるものを除いて、行政事件訴訟法に定められた手続によって行うことになる。

(2)　上記(1)の取消訴訟は、原則として、審査請求に対する知事の裁決を経た後に提起することができるが、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に行わなければならない。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができない。

　ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(3)　知事に対して審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき等、特定の場合には、審査請求に対する知事の裁決がなくても提起することができる。

第２節　審査の申出及び訴訟

１　審査の申出

(1)　固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合、地方税法の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）に審査の申出をすることができる。

(2)　審査の申出は、都税事務所長が固定資産課税台帳に価格（評価額）等を登録した旨の公示の日から納税通知書を受け取った日後３か月以内（ただし、上記公示の日以後に価格（評価額）等の決定又は修正があった場合、その通知書を受け取った日後３か月以内）に書面により委員会に申し出なければならない。

審査の申出ができる事項は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に限られ、それ以外の事項（税額・減免等）については、審査請求（前記第１節１参照）による。

２　訴訟

(1)　委員会の決定に不服がある場合は、地方税法の規定により、行政事件訴訟法に定める手続によって決定の取消訴訟を提起することができる。

(2)　この取消訴訟を提起するときは、委員会の決定があったことを知った日から６か月以内に行わなければならない。なお、決定があったことを知った日にかかわらず、決定の日から１年を経過したときは、訴訟を提起することができない。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(3)　審査の申出を受け付けてから30日を経過しても委員会の決定がない場合には、その申出を却下する決定があったものとみなして、訴訟を提起することができる。